

高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

高千穂町では、住民の利便性向上と地域情報の発信基盤として、光ケーブルネットワーク事業を運営してきました。平成22年度に総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」を活用して町内全域に光ファイバー網を整備し、地上デジタル放送の再送信、地域コミュニティチャンネル、インターネット接続サービスの提供などを通じて、難視聴地域の解消や情報格差の是正、生活利便性の向上を図ってきました。

しかし、整備から15年以上が経過し、設備の老朽化による維持管理コストの増加や十分な保守・サポート体制が維持できていないなど、町単独での継続運営が困難となってきました。こうした状況を踏まえ、今後も持続的かつ安定的なサービスを提供するため、公設設備の民間譲渡と光ケーブルネットワーク事業の民間移行を実施し、優れた技術力と経営力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、選定された事業者の提案に基づき、老朽化した一部設備については、本町と協議の上、必要に応じて更新を行った上で譲渡を実施し、より安定した通信サービスの継続と地域情報基盤の確保を図ります。

2. 事業概要

(1) 事業名

高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業

(2) 事業内容

「高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業者選定公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 移行期間

原則として、令和9年4月1日より令和10年3月31日までを譲渡移行期間とし、IRU契約でインターネット及びケーブルテレビ事業の運営を行うこと。令和10年4月1日より完全民間移行とする。

(4) 事業実施場所

宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこ

と。

- (3) 提案者又はその役員が、高千穂町暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと、並びに暴力団経営支配法人ではないこと。また、提案者又はその役員が、暴力団、暴力団員等並びに暴力団経営者支配法人等と密接した関係を有しないこと。
- (4) 本町が発注する建設工事などの契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準などに関する要綱(平成7年告示45号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条、第10条に規定する登録電気通信事業者であること。
- (6) 公設公営または公設民営からの光ファイバー及び関連設備の譲渡実績があること。
- (7) 本町と同規模、同事業(光ファイバー運用、OLT運用、CATV設備運用、自主番組制作、インターネット接続サービス等の提供)の実績があること。
- (8) 地域密着型の事業運営、サポート体制や保守体制の構築が可能であること。
- (9) 総務省の「高度無線環境整備推進事業」または「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」を活用し事業実施すること。

4. 実施スケジュール ※事務の都合上、日程を変更する場合がある。

番号	項 目	提出様式	提出期限等
(1)	質問	第1号	令和8年7月24日(金) 午後5時まで
	回答	—	令和8年7月31日(金)
(2)	プロポーザル参加申請	第2号 第3号 第4号 第5号	令和8年8月7日(金) 午後5時まで
	資格審査	—	令和8年8月10日(月)
	結果通知	—	令和8年8月14日(金)
(3)	提案辞退	第7号	令和8年8月21日(金)
(4)	企画提案書提出	第6号	令和8年8月28日(金) 午後5時まで
(5)	プレゼンテーション	—	令和8年9月29日(火)
(6)	審査結果通知	—	令和8年10月5日(月)

5. 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を事務局へ提出すること。

(1) 質問

① 提出期限

令和8年7月24日(金) 午後5時まで

② 提出書類

質疑書（様式第 1 号）

③ 提出方法

質疑書は、電子メールにて「8. 担当部署」へ送信すること。

電子メールの件名は「高千穂町民間譲渡事業に関する質問（事業者名）」とする。

④ 質問の回答

令和 8 年 7 月 3 1 日（金）までにメールにて回答する。

(2) プロポーザル参加申請

① 提出期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時必着 ※ただし、土・日・祝日を除く。

② 提出書類

- ・ プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）
- ・ 参加資格要件確認書（様式第 3 号）
- ・ 光ブロードバンド提供実績表（様式第 4 号）
- ・ 会社概要書（様式第 5 号）

※共同企業体にあつては、構成員ごとに作成すること。

- ・ 登録電気通信事業者であることを証明する書類（写し）

③ 提出方法

郵送または持参

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。

④ 結果通知

プロポーザル参加資格の審査結果は、令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までに提出者に電子メール及び文書で通知する。（予定）

(3) 提案辞退（プロポーザル参加申請書提出後）

① 提出期限

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）午後 5 時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。

- ・ 辞退届出書（様式第 7 号）

② 提出方法

郵送または持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 企画提案

① 提出期限

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午後 5 時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。

② 提出書類

- ・ 企画提案書提出届書（様式第 6 号）
- ・ 企画提案書 任意様式 ※「仕様書」に基づき提案すること。

③ 提出方法

郵送または持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。

④ 提出部数

17部（正本1部、副本16部）

電子ファイル（PDF形式）を格納したCD-R1枚

(5) 本審査（プレゼンテーション）

本町が設置する高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員に対する提案説明（30分以内）及び選定委員から質疑応答（20分程度）のためのプレゼンテーションを行う。提案説明は3人以内で実施すること。

① 実施日時 令和8年9月29日（火） 予定

※順番の都合上、具体的な時間等は後日通知します。

② 会 場 高千穂町役場 大会議室

③ そ の 他 説明において、プロジェクタ及びスクリーンは本町が用意したものを
使用できるが、その他の機器類は説明者が準備すること。ただし、本
町が用意したプロジェクタとその他の機器類の互換性は保証しない。
プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者で用意すること。

(6) 審査結果の通知

① 審査結果は、決定後に本町ホームページで公表し、提案者に文書で通知する。

② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 失格条項

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 本要領に違反した場合

③ 公正を欠いた行為があったとして委員会が認めた場合

④ 提出書類に不備、錯誤があり、委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内
に提出されなかった場合

⑤ 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった場合

⑥ 告示日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

6. 審査方法、審査項目及び配点

(1) 審査方法

委員会の委員が評価基準に沿ってそれぞれ審査する。審査の結果、評価点の合計が最も高い提案をした者を優先交渉権者とする。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉する。また、評価点の合計が同点となった場合は、費用に関する評価点が高い者から順に優先交渉権者とする。

(2) 評価基準及び配点

評価項目		評価内容	配点
1	会社概要及び 提供実績	① 企業情報 ② ブロードバンド提供実績 ③ ケーブルテレビ提供実績	10
2	提案に関する基本 方針	① 基本的な考え方、取組方針 ② 民間移行スケジュール	20
3	サービス内容	① 光ブロードバンドサービス ② ケーブルテレビサービス ③ オプションサービス ④ セキュリティ対策 ⑤ その他のサービス	30
4	利用者サポート	① 利用者サポート体制 ② 故障時のサポート体制 ③ 加入促進策	30
5	設備の信頼性	① 上位回線冗長化 ② ネットワークのセキュリティ	20
6	保守体制及び 災害復旧能力	① 設備の維持・保守体制 ② 災害発生時の復旧対応	30
7	設備更新方針	① 設備更改の基本方針 ② 設備更改スケジュール	20
8	費用	① 民間譲渡における自治体負担額 ② 民間譲渡後の自治体負担額	30
9	将来性	① 将来の情報通信技術革新への対応 や取組 ② 住民サービス向上や自治体との継 続的な連携への取組	10
合 計			200

7. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複写することがある。
- (5) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

8. 担当部署

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町役場 企画観光課 広報係（担当：甲斐）

TEL：0982-73-1207 FAX：0982-73-1234

E-mail：hikari@town-takachiho.jp